

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

被相続人が加害者である場合の債務控除

Q: 父は車を運転中、自己の過失により交通事故を起こし死亡しました。隣に乗っていた父の友人も重傷を負いました。相続人である母と私で相談し、事故の3か月後、父の友人に損害賠償金と治療費として400万円を支払いました。この金額は父の相続税の計算上債務として控除できるのでしょうか。

A: 相続税の計算上、相続財産から控除できる債務は、被相続人の債務で相続開始時において現存する確実なもの（公租公課を含みます）と被相続人に係る葬式費用です。

債務が確実であるかどうかについては、必ずしも書面の証拠が必要であるとはされていません。債務の金額が確定していなくてもその債務の存在が確実であるものについては、相続開始時の現況によって確実と認められる範囲の金額だけを控除することになります。

ご質問の場合は、被相続人の過失によって友人に損害を与えたのであるため、被相続人は加害者として損害賠償の責任を負って死亡したことになり、相続人は相続によってその責任を承継します。従って、相続人が支払った損害賠償金と治療費は、相続開始時に債務として存在していたといえますので、債務控除の対象となります。債務控除の対象となる債務の金額については、相続開始時において確定していませんが、相続税の申告期限までにその債務が履行されていますので、実際に支払われた損害賠償金と治療費の金額とするのが適当であると考えられます。

